

役場からのお知らせ

役場からのお知らせ

受取場所
 防災センター2階 危機管理防災課

対象世帯
 75歳以上の人(昭和27年3月31日以前に生まれた人)のみでお住まいの世帯
 ※令和9年3月31日までに75歳の誕生日を迎える人までが対象です。
 ※75歳未満の人(昭和27年4月1日以降に生まれた人)が同居している世帯は対象外です。



貸与内容
 戸別受信機1式
 ※無償

※在庫状況により、貸与するまでに時間がかかる場合があります。

持参物
 本人確認ができるもの
 (運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカードなど)
 ※代理人受け取りの場合は代理人本人のもの

高齢者のみ居住世帯へ戸別受信機を貸与します

④ 危機管理防災課 消防交通係 ☎096(232)2110



詳しくはこちら



詳しくはこちら

交通事故で負傷または死亡した場合 交通災害見舞金を支給します

④ 危機管理防災課 消防交通係 ☎096(232)2110

交通事故で負傷または死亡した場合、入院や通院を行った期間に応じて交通災害見舞金を支給します。

対象
 道路交通法第2条に定める自動車、原動機付自転車、自転車、トロリーバスならびに電車、汽車、モノレール、ケーブルカー、船舶、航空機の運航による事故で、日本国内で発生したもの。

申請(負傷の場合)
 以下の書類を危機管理防災課へ持参してください。

- ①災害見舞金請求書
- ②事故状況報告書
- ③請求書(菊陽町様式)
- ④印鑑
- ⑤運転免許証のコピー
- ⑥交通事故証明書
 ※運転免許センターで発行できます。
- ⑦熊本県市町村総合事務組合様式診断書(原本)
 ※自動車保険に使用する「診断書・診療報酬明

細書」両方のコピーでも可。

⑧住民票
 ※事故発生日以降に発行されたもの。
 ※①～③、⑦の書類は町ホームページまたは窓口で取得できます。

交通災害見舞金額		
区分	災害の程度	金額
1等級	死亡	15万円
2等級	180日以上の治療を要した傷害	6万円
3等級	90日以上180日未満の治療を要した傷害	4万円
4等級	30日以上90日未満の治療を要した傷害	2万5千円
5等級	10日以上30日未満の治療を要した傷害	2万円

※治療のない期間が30日を超える場合は、その期間を除きます。
 ※請求期限は事故発生の日から1年以内です。

自動車税のお知らせ

④ 熊本県北広域本部 総務部 収税課 ☎0968(25)4116
 熊本県自動車税事務所 ☎096(368)4020

4月1日現在で自動車を所有している人へ、自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。

納期限
 6月1日(月)

納付場所
 スマートフォン決済アプリや、クレジットカード決済、コンビニエンスストア、金融機関、熊本県の各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所まで納付していただきますようお願いします。



※クレジットカード決済での納付は、「地方税お支払サイト」を利用する必要があります。利用方法など詳しくは、納税通知書に同封のお知らせに記載の専用サイトをご覧ください。



詳しくはこちら

固定資産税・軽自動車税の納税通知書を送付します

④ 税務課 固定資産税係 ☎096(232)4911

固定資産税と軽自動車税の納税通知書を5月上旬に送付します。納税通知書が届き次第、内容をご確認ください。

納期限
 6月1日(月)
 ※固定資産税第2期～4期について、納税通知書に記載の納期限を確認し、納付してください。

課税対象者

- 固定資産税
 毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者
- 軽自動車税
 毎年4月1日現在の軽自動車の所有者



詳しくはこちら

軽自動車税の障がい者減免

④ 税務課 固定資産税係 ☎096(232)4911

対象車両
 ①身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者が所有する軽自動車
 ②身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者と同一生計の人が所有する軽自動車

車両台数
 普通車を含め障がいのある人1人につき1台のみ

手続方法
 税務課に必要書類を持参する
 ※西部支所では申請できません。
 ※前年度に減免を受けている車両については、郵送も可能です。

必要なもの

- ①減免申請書
- ②身体障害者手帳などの手帳(郵送の場合は受付印が押印されている箇所のコピー)
- ③運転免許証
- ④自動車検査証(車検証)
- ⑤軽自動車税納税通知書
- ⑥印鑑

※障がいの等級によっては、対象とならない場合があります。
 2年目以降は、②～⑤の添付書類は不要です。

申請期限
 5月25日(月)必着



詳しくはこちら